

○固定資産評価基準 平成13年1月適用【改正部分掲載省略】 (No.26 平成12年12月28日告示第306号一部改正)

昭和38年12月25日	自治省告示第158号・新規制定	(現No.01)
昭和39年01月25日	自治省告示第 3号・一部改正	(現No.02)
昭和39年12月28日	自治省告示第158号・一部改正	(現No.03)
昭和40年12月28日	自治省告示第174号・一部改正	(現No.一)※償却資産のみ
昭和41年10月21日	自治省告示第142号・一部改正	(現No.04)
昭和42年12月25日	自治省告示第180号・一部改正	(現No.05)
昭和44年12月27日	自治省告示第201号・一部改正	(現No.06)
昭和46年12月28日	自治省告示第236号・一部改正	(現No.07)
昭和47年12月28日	自治省告示第304号・一部改正	(現No.08)
昭和48年07月23日	自治省告示第124号・一部改正	(現No.09)
昭和50年12月22日	自治省告示第252号・一部改正	(現No.10)
昭和53年11月08日	自治省告示第190号・一部改正	(現No.11)
昭和56年12月01日	自治省告示第218号・一部改正	(現No.12)
昭和57年12月28日	自治省告示第244号・一部改正	(現No.13)
昭和59年12月25日	自治省告示第214号・一部改正	(現No.14)
昭和62年12月23日	自治省告示第191号・一部改正	(現No.15)
平成02年12月25日	自治省告示第203号・一部改正	(現No.16)
平成05年11月22日	自治省告示第136号・一部改正	(現No.17)
平成08年09月03日	自治省告示第192号・一部改正	(現No.18)
平成08年10月24日	自治省告示第242号・一部改正	(現No.19)
平成08年12月24日	自治省告示第289号・一部改正	(現No.20)
平成10年03月16日	自治省告示第 87号・一部改正	(現No.21)
平成11年05月18日	自治省告示第132号・一部改正	(現No.22)
平成11年09月14日	自治省告示第198号・一部改正	(現No.23)
平成12年01月28日	自治省告示第 12号・一部改正	(現No.24)
平成12年09月01日	自治省告示第217号・一部改正	(現No.25)
平成12年12月28日	自治省告示第306号・一部改正	(現No.26)

目次

第1章 土地

第1節 通則

第2節 田及び畑

第2節の2 市街化区域農地 (追加:昭46.12告示236号)

第3節 宅地

第4節 削除 (削除:平08.12告示289号)

第5節 鉱泉地

第6節 池沼

第7節 山林

第8節 牧場

第9節 原野

第10節 雑種地 (一部改正:昭42.12告示180号、一部改正:平08.12告示289号)

第11節 その他 (追加:平08.12告示192号)

第12節 経過措置 (追加:平08.09告示192号、繰下:平08.12告示192号)

第2章 家屋

第1節 通則

第2節 木造家屋

第3節 非木造家屋

第4節 経過措置

第3章 償却資産

第1節 償却資産

第2節 取替資産の評価の特例

第3節 鉱業用坑道の評価の特例

第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る評価の特例 (一部改正:平12.01告示12号)

◎本則 略 (本則文中の「自治大臣」を「総務大臣」に改正。)

◎別表 略 (別表第8及び別表第12中の「自治大臣」を「総務大臣」に改正。)

参考:告示

○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続の一部を改正する件
(平成12年12月28日 自治省告示第306号)

自治省告示第三百六号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十八条第一項の規定に基づき、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続(昭和三十八年自治省告示第百五十八号)の一部を次のように改正し、平成十三年一月六日から施行する。
平成十二年十二月二十八日 自治大臣 片山虎之助

本文中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。
別表第8及び別表第12中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。